証券コード　8089
平成28年６月10日

株　主　各　位

横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番１号
すてきナイスグループ株式会社
代表取締役社長　日　暮　　清

第67回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第67回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年６月28日（火曜日）午後５時までに到着するべくご返送くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成28年６月29日（水曜日）午前10時
２．場　　所　川崎市幸区堀川町580番地
　ソリッドスクエア　地下１階　ホール
３．目的事項
報告事項　１．第67期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　２．第67期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役10名選任の件
第４号議案　監査役１名選任の件

以　上

　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
　なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.suteki-nice.jp）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、雇用・所得環境は持ち直しましたが、新興国や資源国経済の成長減速の動きが強まったことなどから、景気は不安定な状況が続きました。

住宅関連業界におきましては、住宅ローン減税や長期固定金利型住宅ローン「フラット３５Ｓ」の金利引下げ幅の拡大、「省エネ住宅ポイント」制度の施行など住宅購入支援策の下支えを背景に、当期の新設住宅着工戸数は前期比4.6%増の92万戸、持家着工戸数も前期比2.2%増の28万4千戸となりました。

このような状況のなか、当社グループは「お客様の素適な住まいづくりを心を込めて応援する企業を目指します」という経営理念のもと、国内最大規模の木材流通プラットフォームを最大限に活かし、地震に強く安全・安心で、人や環境にもやさしい住まいの普及に向けた提案をお客様およびお取引先様に行ってまいりました。

この結果、当期の売上高は2,386億1百万円（前期比1.2%増）となりました。経営および事業の合理化・効率化を推進したことなどにより、経常利益は11億38百万円（前期比129.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は5億57百万円（前期比14.3%増）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

（建築資材事業）

建築資材事業では、「省エネ住宅ポイント」、「地域型住宅グリーン化事業」、「スマートウェルネス住宅等推進事業」などの国の施策をお取引先様が積極的に活用できるように、優れた省エネ性能を有する住宅資材やゼロエネルギー住宅の仕様などを提案しました。また、「公共建築物等木材利用促進法」の施行を契機に需要の高まりを見せる中大規模木造建築物へ取り組みを拡大しました。

地震に強い家づくりや木のある暮らし、環境や健康、高齢者に配慮した住宅、リフォームなど幅広い情報を発信する住宅総合展示会「住まいの耐震博覧会」を名古屋、仙台、大阪、福岡、東京で開催し、一般ユーザーからプロユーザーなど14万5千名を超える方々にご来場いただきました。

東京会場からは、それまで「住まいの耐震博覧会」内に設けていた木材ブースを「木と住まいの大博覧会」として分離発展させ、林野庁の後援のもと、木材を使った住宅をはじめ、木を用いたインテリアや家具、中大規模木造建築物、「木育」など、持続可能な環境型社会の実現に向けた木材利用の促進に寄与する展示会を開催しました。

なお、「住まいの耐震博覧会」は、平成27年度に新たに創設された「ウッドデザイン賞2015」で林野庁長官賞を受賞しました。

この結果、本事業の売上高は1,678億58百万円（前期比2.9%減）となりました。

（住宅事業）

一戸建住宅部門では、長期優良住宅の耐震性や省エネ性能など4つの最高基準を超える高い性能をリーズナブルな価格で実現した企画型注文住宅「パワーホーム ～ Super High Quality & Good Price ～」、パワーホームのノウハウを活かした東北復興応援型住宅「フェニーチェホーム」を供給しており、平成27年11月に日本最大の住宅展示場「tvkハウジングプラザ横浜」にモデルハウスをオープンしました。また、横浜市と慶應義塾大学と共同で、産官学の連携によって健康と環境に優しい家づくりの学びと体験ができる日本初の施設「スマートウェルネス体感パビリオン～健康な住まいと暮らしのテーマパーク～」を横浜市に開設し、健康寿命の延伸に寄与して環境にも貢献する「スマートウェルネス住宅」の普及に努めました。この結果、契約戸数は730戸（前期比49.0%増）、売上計上戸数は733戸（前期比60.0%増）、売上高は257億55百万円（前期比52.7%増）となりました。

マンション部門では、当社グループのシナジー効果を発揮できる横浜市、川崎市および仙台市等に販売地域を集中させ、平成27年10月以降に新たに供給する分譲マンションは全て免震構造を採用する方針を決定するとともに、新ブランド「Noblesse(ノブレス)」を立ち上げ、安全・安心で快適な暮らしと地域の発展に努めました。当期における売上計上戸数は434戸(前期比21.9%減）となり、売上高は196億69百万円（前期比13.3%減）となりました。また、中古住宅買取再販事業を集約するため、平成27年10月1日付で横浜地所㈱とザ・マネジメント㈱を統合、リナイス㈱へと社名変更し経営の効率化およびグループ営業体制の強化を図りました。

管理その他の部門の売上高は162億95百万円（前期比8.8%増）となりました。

この結果、本事業の売上高は617億20百万円（前期比13.2%増）となりました。

（その他の事業）

その他の事業には、建築工事事業、ホームセンター事業、一般放送事業（有線テレビ放送事業）等の生活関連サービス事業等が含まれます。一般放送事業では、横浜市・川崎市のサービス提供エリアにおける各種放送コンテンツの提供に加え、お客様に対するさまざまな生活関連サービス等を提供しております。

その他の事業の売上高は90億22百万円（前期比8.3%増）となりました。

事業別売上高

事業別		第67期(当期) 平成28年３月期	第66期 平成27年３月期	増減率 （△は減）
事業	部門	金額	金額	
		百万円	百万円	%
建築資材事業	建築資材	167,858	172,913	△2.9
住宅事業	一戸建住宅	25,755	16,865	52.7
	マンション	19,669	22,697	△13.3
	管理その他	16,295	14,971	8.8
	小計	61,720	54,534	13.2
その他の事業	その他	9,022	8,327	8.3
合計		238,601	235,775	1.2

② 設備投資の状況

「tvkハウジングプラザ横浜」のモデルハウスや「スマートウェルネス体感パビリオン」などの住宅事業にかかる施設のほか、一般放送事業にかかる設備の新設および改修工事など、総額11億51百万円の設備投資を行いました。

③ 資金調達の状況

財務運営の一層の強化を図るとともに、機動的かつ安定的な資金調達を行うため、主要取引金融機関との間でコミットメントライン契約（総額100億円）を締結いたしました。

(2) 直前３事業年度の財産および損益の状況

区　　分	第64期 平成25年３月期	第65期 平成26年３月期	第66期 平成27年３月期	第67期(当期) 平成28年３月期
売　上　高（百万円）	227,410	270,622	235,775	238,601
経　常　利　益（百万円）	1,797	1,890	496	1,138
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	910	1,030	488	557
１株当たり当期純利益（円）	9.46	10.84	5.20	5.95
総　資　産（百万円）	163,604	173,264	178,360	175,688
純　資　産（百万円）	42,048	43,905	45,877	44,625

（注）当期の状況につきましては、前記(1)「①　事業の経過および成果」に記載のとおりであります。

(3) 対処すべき課題

今後の経済見通しにつきましては、平成28年熊本地震の経済に与える影響が懸念されるものの、政府の経済財政政策等の推進により、雇用・所得環境の改善や個人消費の堅調な推移が見込まれます。

住宅関連業界におきましては、国による住宅取得支援策や金融緩和策が継続されるものの、建築費や労務費の高止まりが懸念されるほか、消費増税の動向にも注視する必要があるなど、経営環境は予断を許さない状況が続くものと思われます。

このような状況のなか、当社グループは「お客様の素適な住まいづくりを心を込めて応援する企業を目指します」という経営理念に則り、安全・安心で人や環境にもやさしい住まいの普及に努めてまいります。

①　お客様に安心と信頼を提供するナイスブランドの確立

・平成32年までに住宅の耐震化率等を少なくとも95％とする国の目標のもと、当社グループは引き続き、全国主要都市で開催する「住まいの耐震博覧会」を通じて、住宅の耐震化を一層推進するとともに、環境や健康、高齢者に配慮した住宅の普及に努めます。

・地域における木造住宅の生産体制を強化し、長寿命型や高度省エネ型の家づくりを支援するための国の施策である「地域型住宅グリーン化事業」などを踏まえ、全国のお取引先様に対して積極的に事業提案を行ってまいります。

・一戸建住宅は国が定める耐震性能において最高等級となる耐震等級３、マンションは地震の強い揺れを軽減する「免震構造」に限定し、地震に強い安全・安心な住宅の提供を一層推進することで、お客様に信頼されるナイスブランドを確立します。
・ＩＴ技術と創・蓄・省エネルギーの組み合わせによるエネルギー効率性に加え、高齢者をはじめ多様な世代が安全で安心、健康、快適に暮らすことができる「スマートウェルネス住宅」について、横浜市と慶應義塾大学と共同で、産官学の連携により昨秋オープンした「スマートウェルネス体感パビリオン～健康な住まいと暮らしのテーマパーク～」を通じて、健康寿命の延伸に寄与して環境にも貢献する「スマートウェルネス住宅」の普及を図ります。

② 地域に根差した住宅事業の構築
・中古住宅流通やリフォームをはじめ、介護・福祉用品までワンストップで提供するコンシェルジュ型サービス拠点「ナイス住まいの情報館～住まいるＣａｆｅ～」の店舗展開を図り、地域に根差した安定収益体制を構築します。
・設計、施工、販売、アフターサービスを一貫体制で行い、住宅メーカーとしての総合力を発揮する体制を確立し、国が定める長期優良住宅の品質性能を上回る、グッドプライスな企画型注文住宅「パワーホーム」と、そのノウハウを活かして開発した東北地方の復興応援型住宅「フェニーチェホーム」の全国規模での販売網の強化を図ります。また、横浜市における分譲戸建住宅２棟で、建築物省エネルギー性能表示制度「ＢＥＬＳ住宅版」最高ランク「☆☆☆☆☆」評価を取得しました。
・相続税の改正により注目が高まる土地活用に関連して、メゾネット型の賃貸集合住宅として新たに開発した「パワーホームプラス」の販売を強化してまいります。

③ 木材の安定供給と木材利用の推進
・木材事業の川上から川下までの一貫体制を可能にした徳島製材工場の稼働により一層の木材の安定供給に努めるとともに、地球温暖化の防止に向け、CO_2の吸収に優れたエコロジー素材「木材」を活用した住宅の推進と、非戸建木造建築物等に対する積極的な国産材の利用提案を通じて、木材の取扱量の増大を図ります。

④ 海外事業の展開
・低炭素で環境にやさしく、従来工法に比べて工期が大幅に短縮できる木造住宅への関心が高まるヨーロッパや東南アジア等での戸建住宅などの普及を進めてまいります。また、「釜山新港総合物流センター」では、これまで日本のメインポートに輸入していた建築用資材の物流機能を集約するとともに、韓国、中国、ロシア、東南アジア方面への輸出拠点とし、アジアにおける事業展開の拡大を図ります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
ナイス株式会社	百万円 9,000	% 100.0	建築資材の販売 住宅の販売・仲介
ステキホームホールディングス株式会社	300	100.0	中間持株会社
ナイスホーム株式会社	100	－	一戸建住宅の分譲・請負
ナイスコミュニティー株式会社	180	100.0	マンション等の総合管理
横浜不動産情報株式会社	100	70.0	不動産の仲介
ＹＯＵテレビ株式会社	2,726	61.3	一般放送等

（注）１．ステキホームホールディングス株式会社は、住宅の販売を行う子会社を管理する中間持株会社であります。
２．ナイスホーム株式会社は、ステキホームホールディングス株式会社の100％子会社であります。
３．当社連結子会社は上記の重要な子会社６社を含む40社、持分法適用関連会社は３社であります。
４．特定完全子会社に関する事項
① 特定完全子会社の名称および住所
ナイス株式会社
横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番１号
② 当社および完全子会社等における特定完全子会社の株式の当事業年度の末日における帳簿価額の合計額
24,281百万円
③ 当社の当事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額
117,618百万円

(5) 主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

当社グループは、建築資材全般の販売、一戸建住宅・マンションの販売、マンション等の総合管理、不動産の仲介・賃貸、建築工事を主な事業としているほか、これらに付帯するサービス業等を営んでおります。

各事業の概要は次のとおりであります。

事業	部門	主要な事業内容
建築資材事業	建築資材	木材製品・建材・住宅設備機器等の製造・販売 木材市場の経営
住宅事業	一戸建住宅 マンション管理その他	一戸建住宅の販売、マンション等の総合管理・内装工事 マンションの販売、不動産の仲介・賃貸
その他の事業	その他	建築工事 ソフトウェアの開発・販売 ホームセンターの経営 一般放送等

(6) 主要な事業所（平成28年３月31日現在）

① 当社の本社

横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番１号

② 主要な子会社の事業所

会社名	事業	事業所
ナイス株式会社 本社(横浜市鶴見区)	建築資材事業	(北海道)札幌 (東　北)盛岡・宮城・仙台・山形・郡山 (関　東)石岡・宇都宮・前橋・埼玉・越谷 千葉北・柏・新木場・千住・多摩・東大和 相模原・横浜・鶴見・幸浦・小田原 (中　部)新潟・北陸・甲府・長野・松本・沼津・静岡・浜松 岡崎・名古屋・小牧 (近　畿)三重・滋賀・京都・大阪・加西 (中　国)岡山・広島 (四　国)徳島・香川・松山 (九　州)北九州・福岡・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島 (沖　縄)沖縄 (海　外)ブリュッセル
	住宅事業	(東　北)仙台 (関　東)木場・大崎・品川・大森・蒲田 川崎・武蔵小杉・溝の口 鶴見・綱島・菊名・星川・上大岡
ナイスホーム株式会社	住宅事業	本社(横浜市鶴見区)・仙台・郡山・宇都宮・群馬 鶴見・二俣川・新潟・浜松・豊田・名古屋東・京都
ナイスコミュニティー株式会社	住宅事業	本社(横浜市鶴見区)・仙台・宇都宮・埼玉・東京・武蔵野 横浜・港北・港南・湘南・浜松
横浜不動産情報株式会社	住宅事業	本社(横浜市西区)
ステキホームホールディングス株式会社	その他の事業	本社(横浜市鶴見区)
ＹＯＵテレビ株式会社	その他の事業	本社(横浜市鶴見区)

(7) 使用人の状況（平成28年３月31日現在）

事業	使用人数	前期末比増減
建築資材事業	1,061名	74名増
住宅事業	822名	30名増
その他の事業	237名	8名増
全社（共通）	117名	28名増
合計	2,237名	140名増

（注）１．使用人数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
２．全社(共通)は、総務および財務等の管理部門の使用人であります。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年３月31日現在）

借入先	借入額
	百万円
株式会社横浜銀行	19,816
株式会社みずほ銀行	14,698
株式会社りそな銀行	8,060
農林中央金庫	6,541

２．会社の株式に関する事項（平成28年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　290,696,000株

(2) 発行済株式の総数　93,811,831株（自己株式2,749,364株を除く。）

(3) 株主数　5,716名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
株式会社横浜銀行	4,647	4.95
株式会社みずほ銀行	4,639	4.94
株式会社りそな銀行	3,339	3.55
明治安田生命保険相互会社	3,215	3.42
ナイス従業員持株会	2,715	2.89
平田恒一郎	2,277	2.42
パナソニック株式会社	2,101	2.23
吉野石膏株式会社	2,100	2.23
西村滋美	2,024	2.15
株式会社ＬＩＸＩＬ	1,934	2.06

（注）持株比率は、自己株式2,749,364株を控除して計算しております。

３．会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称（発行日）	新株予約権の行使期間	区分	保有者数	保有数	目的である株式の数	発行価額	行使価額	行使条件
第１回新株予約権（平成20年７月23日）	平成20年７月24日～平成50年７月23日	取締役	１名	４個	4,000株	無償	１株あたり１円	（注）１
		監査役	２名	２個	2,000株			

（注）１．第１回新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の行使期間内において、当社取締役については当社取締役、当社監査役については当社監査役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。なお、一旦当社の取締役または監査役の地位を喪失して10日を経過した以上、その後再度就任して取締役または監査役の地位を喪失しても新株予約権を行使することはできない。

② 新株予約権者は、本件新株予約権を一括してのみ行使することができる。

③ 新株予約権者の相続人は、一定の条件に従い、新株予約権を行使できる。

２．社外取締役の保有状況

発行日において、社外取締役を選任しておりませんので該当はありません。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（平成28年３月31日現在）

氏　　名	地位および担当	重　要　な　兼　職　の　状　況
平　田　恒一郎	代表取締役会長 兼最高経営責任者 （ＣＥＯ）	ナイス株式会社代表取締役社長 ステキホームホールディングス株式会社代表取締役社長 横浜不動産情報株式会社代表取締役社長 ＹＯＵテレビ株式会社代表取締役会長 ナイスコンピュータシステム株式会社代表取締役会長
日　暮　　清	代表取締役社長	テクノワークス株式会社代表取締役社長 木と住まい総合研究所株式会社代表取締役社長
倉　迫　益　造	取　締　役	ナイスコミュニティー株式会社取締役会長
杉　田　理　之	取　締　役	
大　野　　弘	取　締　役	
平　田　潤一郎	取　締　役	ＹＯＵテレビ株式会社代表取締役社長 ナイスコンピュータシステム株式会社代表取締役社長
木　暮　博　雄	取　締　役	
勝間田　清　敏	取　締　役	ナイスホーム株式会社代表取締役社長
大　平　浩　二	取　締　役	明治学院大学経済学部教授
横　田　純　典	取　締　役	
高　島　章　生	常勤監査役	
神　長　博　志	常勤監査役	
髙　田　　恒	監　査　役	一般財団法人消防科学総合センター理事長
渡　部　直　樹	監　査　役	慶應義塾常任理事
小　林　　一	監　査　役	一般財団法人地域開発研究所理事

（注）１．取締役平田恒一郎、勝間田清敏および横田純典の各氏は、平成27年６月26日開催の第66回定時株主総会で選任され、就任いたしました。

２．監査役高島章生氏は、平成27年６月26日開催の第66回定時株主総会で選任され、就任いたしました。

３．取締役大平浩二、横田純典の各氏は、社外取締役であり、当社は、各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

４．監査役髙田恒、渡部直樹、小林一の各氏は、社外監査役であり、当社は、各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

５．常勤監査役高島章生氏は、当社および当社子会社の財務経理部門を９年間統括した経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

６．常勤監査役神長博志氏は、当社および当社子会社の財務経理部門に14年間在籍した経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

７．監査役髙田恒氏の兼務先である一般財団法人消防科学総合センターは、平成28年４月１日付で一般財団法人消防防災科学センターに名称を変更しております。

(2) 当事業年度中に退任した取締役および監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時地位および担当ならびに重要な兼職の状況
高島章生	平成27年6月26日	任期満了	取締役
武田昭典	平成27年6月26日	任期満了	常勤監査役

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	員数	報酬等の額
	名	百万円
取締役	11	115
(うち社外取締役)	(2)	(13)
監査役	6	36
(うち社外監査役)	(3)	(21)
合計	17	152

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

地位	氏名	兼職する法人等	兼職の内容
取締役	大平浩二	明治学院大学	教授
監査役	髙田恒	一般財団法人消防科学総合センター	理事長
監査役	渡部直樹	慶應義塾	常任理事
監査役	小林一	一般財団法人地域開発研究所	理事

(注) 上記各氏の兼職する法人等と当社との間には、特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況
取締役会および監査役会への出席状況

地位	氏名	主な活動状況
取締役	大平浩二	当事業年度において定期的に開催された取締役会13回全てに出席し、事前に配布される資料を検討のうえ、民間企業における社外取締役の経験と長年の経営学の研究を通じた見識を活かした発言を行っております。
取締役	横田純典	当事業年度において取締役に就任以降、定期的に開催された取締役会10回全てに出席し、事前に配布される資料を検討のうえ、金融機関等における職務を通じて培われた経済および経営全般に関する見識を活かした発言を行っております。
監査役	髙田恒	当事業年度において定期的に開催された取締役会13回全てに出席し、事前に配付される資料を検討のうえ、行政に携わった経験を活かした発言を行っております。また、監査役会には５回全てに出席し、意見交換や監査事項の協議等適宜行っております。
監査役	渡部直樹	当事業年度において定期的に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、事前に配付される資料を検討のうえ、長年の経営組織論の研究と慶應義塾常任理事としての職務を通じた見識を活かした発言を行っております。また、監査役会には５回全てに出席し、意見交換や監査事項の協議等適宜行っております。
監査役	小林一	当事業年度において定期的に開催された取締役会13回全てに出席し、事前に配付される資料を検討のうえ、全国の都市整備事業に関わった経験と知識を活かした発言を行っております。また、監査役会には５回全てに出席し、意見交換や監査事項の協議等適宜行っております。

③　責任限定契約の内容の概要

当社定款に基づき、社外役員全員と締結している責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。

社外役員が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、善意でかつ重大な過失がないときは、当社に対する会社法第423条第１項の責任については、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度としております。

５．会計監査人の状況

(1) 名称　　監査法人　原会計事務所

(2) 報酬等の額

	支　払　額
	百万円
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	38
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	55

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当と判断し、これに同意いたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的事項とすることとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当し、適当な監査を期待しがたいと認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任するものとし、この場合、監査役会が選定した監査役は、その旨および解任の理由を解任後最初に招集される株主総会に報告することとします。

６．業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．当社は、グループ企業理念に基づいて企業運営を行い、誠実に遂行するために当社グループ共通の「ナイスグループ行動基準」を定め、これを携帯用カードとして全役職員に配布し、常時携帯させ、周知徹底に努める。

ロ．法令の知識及び法令遵守の必要性の周知徹底のため、必要に応じ研修を実施する。

ハ．業務遂行における法令の遵守状況を把握するため、計画的に内部監査を実施する。

ニ．コンプライアンス体制については、内部統制室において、適法かつ適正な経営に向けての検討並びに指導を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び社内規程に従い、適切に文書又は電磁的記録を作成し、保存、管理する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれら文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の企業運営に内在するリスクについては、その防止のために必要な社内規程や諸規則を整備し、これに基づく業務遂行を徹底するほか、随時、リスクの把握とその顕現化の予防に努めるものとする。なお、損失の危険の管理に関する整備状況及び新たに発生したリスクについては、事案と状況に応じて取締役会に報告又は対応を決定する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われるため、取締役会規則に従い、取締役会を毎月１回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、取締役間の情報共有と迅速な意思決定を図る。

⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．当社グループ共通の「ナイスグループ行動基準」を定め、法令、定款並びに社内規程の遵守を徹底する。

ロ．主要なグループ企業に関しては、毎月開催される当社の取締役会において、事業活動や月次実績等を報告するほか、その他のグループ企業についても、定期的に当社の取締役会において事業や決算の報告等を行う。

ハ．当社の取締役又は重要な使用人を、取締役若しくは監査役としてグループ企業に派遣する。

ニ．主要なグループ企業の取締役と当社代表取締役をメンバーとしたグループ連絡会を随時開催し、重要事項に関する検討や報告、意見交換を行い、情報の共有化を図る。

ホ．主要なグループ企業で定期的に開催されるコンプライアンス推進委員会において、当社のグループ総合企画部は内部統制に関わる事案を集約するとともに、具体的な課題や問題に対し、その対策や予防措置を指導するなど、業務の適正な運営を図る。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現状、当社において監査役の職務を補助すべき専属の使用人は設置していないが、今後、監査役から設置を求められた場合には、監査役と協議のうえ、必要な業務量に応じて監査役の業務を補助する使用人を設置することとし、人選及び配置転換等については監査役の意見を尊重して決定するものとする。また、補助する使用人は監査役からの指揮命令を優先するものとする。

⑦　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、並びに報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ．当社及びその子会社の取締役は、監査役に対して会社に重要な影響を及ぼす事項、内部監査における報告、その他監査役から求められた事項を速やかに報告するとともに、監査役の往査による指摘事項に関する対応策について、取締役会において適宜結果を報告する。

ロ．当社及びその子会社の使用人についても、監査役から報告を求められた事項について速やかに報告するよう徹底する。

ハ．監査役へ報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。

⑧　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が監査役監査の職務の円滑な執行を図るために必要とする費用又は債務について、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、会社がその費用を負担する。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は取締役会をはじめとする重要な会議に出席するとともに、監査役会は代表取締役及び会計監査人と定期的に意見交換会を開催する。

⑩　前記各項において定めた事項の実施状況については、適宜取締役、監査役に周知するものとする。

なお、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方と体制については、次のとおり定めております。

①　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、企業としての社会的責任を全うするため、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは関係を持たない。

②　反社会的勢力排除に向けた整備状況

イ．当社グループは、反社会的勢力及び団体への対応を当社グループ共通の「ナイスグループ行動基準」に定め、役職員に対し、周知徹底を図る。

ロ．グループ総合企画部を対応窓口として、管轄警察署・暴力追放推進センター等の外部専門機関や顧問弁護士等と平素から連携を図り、事案に応じて対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取組み

・当社グループ全役職員に配布し、常時携帯させることとしている「ナイスグループ行動基準」につき、新たに入社した職員に対しても研修を通じて、その周知徹底を図りました。

・業務遂行における法令の遵守状況を把握するため、内部統制室において、子会社を含め監査を実施し、その結果を取締役会に報告のうえ、必要に応じて改善提言を行いました。

② 損失の危険の管理に対する取組み

・当事業年度において、リスク管理委員会を４回開催し、社内規程や諸規則に基づく業務遂行の徹底と、リスクの把握及びその顕現化の予防に努めました。

・情報管理においては、情報セキュリティー方針に則り、定例会を12回開催し、情報資産の安全な管理、運用の徹底を図るとともに社員教育も実施しました。

・グループ各社横断的なメンバーで構成された中央安全衛生委員会を12回開催し、施工現場や工場等における安全衛生管理の向上を図りました。

・リスクマネジメント体制及び新たに発生したリスクは、事案と状況に応じて取締役会に報告しました。

③ 取締役の職務執行の適正性及び効率的に行われることに対する取組み

・取締役会規則に従い、取締役会を毎月１回開催したほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、重要事項の審議、決定と主要な部門、グループ企業を担当する取締役からの職務執行状況等の報告を行いました。

・法令及び社内規程に従い、取締役会議事録、担当取締役等の決裁書類等を作成、保存、管理し、取締役及び監査役は、必要に応じてこれら文書等を閲覧、点検しました。

④ 企業集団における業務の適正性に関する取組み

・毎月１回開催される当社の取締役会において、グループ企業の事業の状況や決算の報告を行ったほか、主要なグループ企業の取締役と当社代表取締役をメンバーとしたグループ連絡会を原則として毎週開催し、重要事項に関する検討や報告、意見交換を行い、情報の共有化を図りました。

・当事業年度において主要なグループ企業が出席するコンプライアンス推進委員会を４回開催し、グループ総合企画部が、内部統制に関わる事案を集約のうえ、具体的な課題や問題に対して、その対策や予防措置を指導するなど、業務の適正な運営を図りました。

⑤ 監査役監査の実効性の確保

・監査役は、監査役会のほか、取締役会、グループ連絡会など重要な会議に出席し、各種報告を受けるとともに、適宜情報収集に努めました。

・当事業年度において監査役会は、代表取締役及び会計監査人との意見交換会を開催するなど、監査の実効性の向上を図りました。

・監査役が監査役監査の職務の円滑な執行を図るために必要とする費用又は債務について、監査役の請求に従い、職務の執行に必要な範囲で負担しました。

7．会社の支配に関する基本方針

Ⅰ　当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社はその株式を上場し自由な取引を認める以上、支配権の移転を伴う当社株式の大量取得提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の意思に委ねられるべきものと考えております。また、当社は、大量取得行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、大量取得提案の中には、①買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、②株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③対象会社の取締役会や株主の皆様が大量取得行為の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するものも少なくありません。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の継続的な確保・向上に資する者であるべきであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある大量取得提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えます。したがって、このような者による大量取得行為に対しては必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

Ⅱ　具体的な取組み

(A) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みについて

当社は、さらなる企業価値の向上のため、以下の諸施策を推進してまいります。

当社は企業価値の源泉を踏まえて、平成29年３月期に向けて、当社グループにおける既存のコア事業である建築資材事業と住宅事業について、住宅の耐震化をはじめ、断熱やリフォーム、エネルギー関連事業等、成長可能分野を取り込み、より強固な事業体制の確立を図るグループ中期経営計画を策定し、さらなる企業価値の向上を図り、建築資材事業と住宅事業のシナジーによって当社グループが独自に開発した企画型注文住宅「パワーホーム ～ Super High Quality & Good Price ～」の供給拡大を図り、住宅メーカーとしての機能を本格的に推進します。また、目標達成のための主要課題として、(a)地震に強い住まいづくりの推進、(b)建築資材事業の重点戦略、(c)住宅事

業の重点戦略、(d)住宅メーカー事業の確立と販売強化及び(e)海外事業の推進に努めてまいります。

また、当社は、持株会社体制としており、これにより、グループ経営と事業・業務の執行機能を分け、効率的かつ適法なマネジメントの仕組みの構築に努めている他、監査役５名のうち３名は独立性の高い社外監査役とし監査機能の強化を図っております。更に、取締役の任期を１年とし、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制を確立するなど、コーポレートガバナンス体制の強化・充実に取組んでおります。また、コンプライアンスについては、当社グループ共通の「ナイスグループ行動基準」を制定し、遵守の徹底を行っております。

(B) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成26年５月９日開催の当社取締役会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策を、第65回定時株主総会における株主の皆様の承認を条件として更新することを決議し（以下、更新後の対応策を「本プラン」といいます。）、同定時株主総会において本プランを更新することの承認を得ております。

本プランは、当社株式に対する大量取得行為等が行われた際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案し、あるいは株主の皆様がかかる大量取得行為等に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とするものであり、また、基本方針に沿って、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としています。

本プランは、(i)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20％以上となる買付、又は(ii)当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20％以上となる公開買付け（以下、併せて「買付等」といいます。）を対象とします。

当社の株券等について買付等が行われる場合、当該買付等を行う買付者等には、当社取締役会が別途認めた場合を除き、買付等の実行に先立ち、買付等の内容の検討に必要な情報及び本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、買付者等から提出された情報や当社取締役会からの意見や根拠資料、当該買付等に対する代替案（もしあれば）が、当社経営陣から独立した者から構成される独立委員会に提供されます。独立委員会は、原則として最長60日間の検討期間を設定し、その間、買付等の内容の検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等

との交渉、株主に対する当社取締役会の代替案の提示等を行います。独立委員会は、必要があれば、外部専門家等の助言を独自に得ることができます。当社は、買付者等が現れた事実、買付者等から情報が提供された事実、独立委員会による検討が開始した事実等について、株主に対する情報開示を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、又は当該買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等であるなど、本プランに定める新株予約権の無償割当ての要件のいずれかに該当すると判断し、かつ、以下に記載する内容の新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会規則に従い、当社取締役会に対して、かかる新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。また、独立委員会は、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断する場合でも、新株予約権の無償割当ての実施について株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に、株主総会の招集、新株予約権無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告するものとします。当社は、独立委員会が勧告等を行った場合、当該勧告等につき情報開示を行います。

この新株予約権は、１円（又は当社株式1株の時価の２分の１の金額を上限として当社取締役会が新株予約権無償割当ての決議において定める金額）を払い込むことにより、原則として当社株式１株を取得することができるものですが、買付者等による権利行使が認められないという行使条件が付されています。また、当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されており、当社がかかる条項に基づく取得をする場合、新株予約権１個と引換えに、原則として当社株式１株が交付されます。当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して新株予約権無償割当ての実施もしくは不実施の決議、又は株主総会の招集を行うものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。新株予約権の行使又は当社による取得に伴って買付者等以外の株主の皆様に当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社の議決権割合は、最大２分の１まで希釈化される可能性があります。

本プランの有効期間は、平成29年３月末日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までです。

但し、当該有効期間の満了前であっても、(i)当社の株主総会において本プランにかかる新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は、(ii)当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点

で廃止されることになります。

本プランの有効期間中であっても、新株予約権の無償割当てが実施されていない場合、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランが発動され、新株予約権の無償割当てが実施された場合、株主の皆様が、新株予約権行使の手続を行わないと、その保有する当社株式全体の価値が希釈化される場合があります（但し、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。）。

Ⅲ　上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

前記Ⅱ(A)に記載した様々な施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策であり、当社の基本方針に沿うものです。

前記Ⅱ(B)に記載した本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主総会において本プランに係る委任決議がなされることにより更新されたものであること、その内容として合理的かつ詳細な客観的要件が設定されていること、独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会が設置されており、本新株予約権の無償割当ての実施等に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができるとされていること、有効期間が３年と定められた上、株主総会又は取締役会によりいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有し、当社株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	108,992	流動負債	83,758
現金及び預金	19,903	支払手形及び買掛金	39,652
受取手形及び売掛金	32,674	短期借入金	33,864
		一年内償還予定の社債	840
商品	9,621	未払法人税等	1,100
販売用不動産	38,968	繰延税金負債	17
		賞与引当金	1,282
未成工事支出金	539	その他	7,001
繰延税金資産	186	固定負債	47,303
		社債	4,480
その他	7,164	長期借入金	29,720
貸倒引当金	△66	繰延税金負債	1,246
		再評価に係る繰延税金負債	3,260
固定資産	66,696	退職給付に係る負債	1,008
有形固定資産	45,683	資産除去債務	77
		その他	7,510
建物及び構築物	10,702	負債合計	131,062
土地	31,345	（純資産の部）	
		株主資本	40,761
その他	3,635	資本金	22,069
無形固定資産	517	資本剰余金	15,650
		利益剰余金	3,714
投資その他の資産	20,495	自己株式	△673
		その他の包括利益累計額	1,798
投資有価証券	13,237	その他有価証券評価差額金	1,579
長期貸付金	2,603	繰延ヘッジ損益	△37
		土地再評価差額金	166
退職給付に係る資産	1,608	為替換算調整勘定	△493
繰延税金資産	119	退職給付に係る調整累計額	583
		新株予約権	1
その他	3,058	非支配株主持分	2,064
貸倒引当金	△132	純資産合計	44,625
資産合計	175,688	負債純資産合計	175,688

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		238,601
売上原価		206,011
売上総利益		32,589
販売費及び一般管理費		30,960
営業利益		1,628
営業外収益		
受取利息	19	
受取配当金	212	
その他	502	734
営業外費用		
支払利息	1,148	
その他	75	1,224
経常利益		1,138
特別利益		
固定資産売却益	394	
投資有価証券売却益	17	
補助金収入	80	492
特別損失		
固定資産除売却損	31	
投資有価証券評価損	4	36
税金等調整前当期純利益		1,595
法人税、住民税及び事業税	1,234	
法人税等調整額	△377	857
当期純利益		737
非支配株主に帰属する当期純利益		179
親会社株主に帰属する当期純利益		557

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成27年４月１日残高	22,069	15,651	2,979	△673	40,026
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△375		△375
親会社株主に帰属する当期純利益			557		557
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		△0		2	1
土地再評価差額金の取崩			580		580
連結範囲の変動			△28		△28
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	△0	734	0	735
平成28年３月31日残高	22,069	15,650	3,714	△673	40,761

	その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
平成27年４月１日残高	2,223	△56	576	△272	1,444	3,916	2	1,932	45,877
連結会計年度中の変動額									
剰余金の配当									△375
親会社株主に帰属する当期純利益									557
自己株式の取得									△1
自己株式の処分									1
土地再評価差額金の取崩									580
連結範囲の変動									△28
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△644	19	△410	△221	△860	△2,117	△1	131	△1,987
連結会計年度中の変動額合計	△644	19	△410	△221	△860	△2,117	△1	131	△1,251
平成28年３月31日残高	1,579	△37	166	△493	583	1,798	1	2,064	44,625

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1．連結の範囲に関する事項

(1)連結子会社の状況

連結子会社の数	40社
主要な連結子会社の名称	ナイス㈱ ステキホームホールディングス㈱ ナイスホーム㈱ ナイスコミュニティー㈱ 横浜不動産情報㈱ ＹＯＵテレビ㈱

なお、ナイス物流㈱、フェニーチェセイホクホーム㈱、フェニーチェホーム気仙沼㈱、フェニーチェほっとリビング㈱、パワーホーム青森㈱及びプレステージホーム沖縄㈱を重要性が増したことにより、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。また、ザ・マネジメント㈱はリナイス㈱（旧社名：横浜地所㈱）と合併したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しておりますが、合併日までのザ・マネジメント㈱の損益を連結しております。

(2)非連結子会社の状況

主要な非連結子会社の名称	プロパティオン㈱
連結の範囲から除いた理由	非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2．持分法の適用に関する事項

(1)持分法を適用した関連会社の状況

持分法を適用した関連会社の数	３社
主要な関連会社の名称	㈱ソーラーサーキットの家

(2)持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況

主要な非連結子会社の名称	プロパティオン㈱
主要な関連会社の名称	ナイス小豆島オリーブの森㈱
持分法を適用しない理由	持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

(3)持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、ナイス物流㈱の決算日は12月31日であります。
連結計算書類の作成にあたっては、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4．会計方針に関する事項

(1)重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

②たな卸資産

商品及び販売用不動産……国内連結会社は主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
在外連結子会社は個別法による低価法

未成工事支出金……個別法による原価法

(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）……国内連結会社は主として定率法
ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法
なお、耐用年数及び残存価額については法人税法に規定する方法と同一の基準
在外連結子会社は見積耐用年数に基づく定額法

②無形固定資産（リース資産を除く）……定額法
なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法

③リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3)重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、当連結会計年度の負担すべき支給見込額を計上しております。

(4)退職給付に係る資産及び負債の計上基準

退職給付に係る資産及び負債は、従業員及び執行役員の退職給付に備えるため、従業員については、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。執行役員については、内規に基づく当連結会計年度末要支給額の全額を計上しております。未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(5)完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を適用し、その他の工事については、工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する工事の当連結会計年度末における進捗度の見積りは、原価比例法によっております。

(6)重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債並びに収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(7)重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

(8)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は、期間費用として処理しております。

5．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

会計方針の変更

企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成25年９月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下、「事業分離等会計基準」という。）等を、当連結会計年度より適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項（４）、連結会計基準第44－５項（４）及び事業分離等会計基準第57－４項（４）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類及び１株当たり情報に与える影響はありません。

連結貸借対照表に関する注記

1．担保資産及び担保付債務

(1)担保資産

販売用不動産	4,111百万円
建物及び構築物	4,290百万円
土地	22,025百万円
その他	413百万円
投資有価証券	2,978百万円
計	33,818百万円

(2)担保付債務

短期借入金	19,694百万円
長期借入金	21,807百万円
計	41,502百万円

2．有形固定資産の減価償却累計額　28,788百万円

3．偶発債務

保証債務

顧客住宅ローンに関する抵当権設定登記完了等までの間の金融機関借入債務に対する連帯保証債務　7,232百万円

4．当社は、土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価税の計算のために公表された方法により算定した価額に合理的な調整を行う方法

再評価を行った年月日　平成14年３月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額　7,993百万円

5．当社は、運転資金の機動的な調達を行うため取引銀行３行と総額10,000百万円（借入未実行残高10,000百万円）の貸出コミットメント契約を締結しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1．発行済株式及び自己株式に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
発行済株式 普通株式	96,561	－	－	96,561
自己株式 普通株式(注)	2,750	7	8	2,749

(注)1．普通株式の増加7千株は、単元未満株式の買取りであります。

2．普通株式の減少8千株は、単元未満株式の買増請求1千株及びストック・オプションの行使7千株であります。

2．配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年６月26日定時株主総会	普通株式	375百万円	４円	平成27年３月31日	平成27年６月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	375百万円	利益剰余金	4円	平成28年 3月31日	平成28年 6月30日

3．新株予約権の目的となる株式の種類及び数に関する事項

（単位：千株）

決議	目的となる株式の種類	目的となる株式の数
平成20年6月27日 取締役会	普通株式	6

金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、社債の発行及び銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理等を定めた社内規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

社債及び借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して将来の金利上昇リスクをヘッジしております。なお、デリバティブは社内取扱規則に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額（※）	時価（※）	差額
(1) 現金及び預金	19,903	19,903	－
(2) 受取手形及び売掛金	32,674	32,674	－
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	9,092	9,092	－
(4) 長期貸付金	2,603	2,603	△0
(5) 支払手形及び買掛金	(39,652)	(39,652)	－
(6) 短期借入金	(33,864)	(33,864)	－
(7) 一年内償還予定の社債	(840)	(840)	－
(8) 未払法人税等	(1,100)	(1,100)	－
(9) 社債	(4,480)	(4,479)	△0
(10) 長期借入金	(29,720)	(29,816)	96
(11) デリバティブ取引	－	－	－

※ 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

（１）現金及び預金、並びに（２）受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（３）投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

（４）長期貸付金

長期貸付金の時価については、回収可能性を反映した元利金の受取見込額を国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値によって算定しております。

負債

（５）支払手形及び買掛金、（６）短期借入金、（７）一年内償還予定の社債、並びに（８）未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（９）社債

社債の時価については、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(10)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(11)デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

（注）２．非上場株式（連結貸借対照表価額4,144百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（３）投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

１株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額	453円68銭
２．１株当たり当期純利益	5円95銭

貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	33,006	流動負債	30,304
現金及び預金	2,442	短期借入金	28,662
前払費用	93	一年内償還予定の社債	840
繰延税金資産	8	未払金	116
関係会社短期貸付金	29,943	未払法人税等	552
その他	517	未払費用	83
固定資産	84,611	前受金	11
有形固定資産	37,797	預り金	3
建物	5,932	前受収益	24
構築物	315	賞与引当金	9
機械及び装置	1,450	固定負債	36,696
車両運搬具	10	社債	4,480
什器備品	39	長期借入金	28,355
立木造林	310	繰延税金負債	463
土地	29,707	再評価に係る繰延税金負債	3,260
建設仮勘定	31	資産除去債務	43
無形固定資産	127	その他	93
ソフトウェア	127	負債合計	67,000
投資その他の資産	46,686	（純資産の部）	
投資有価証券	8,898	株主資本	48,914
関係会社株式	27,568	資本金	22,069
関係会社長期貸付金	10,026	資本剰余金	15,650
長期前払費用	57	資本準備金	10,596
その他	163	その他資本剰余金	5,054
貸倒引当金	△27	利益剰余金	11,867
		その他利益剰余金	11,867
		特別償却準備金	486
		土地圧縮積立金	197
		償却資産圧縮積立金	447
		別途積立金	5,000
		繰越利益剰余金	5,736
		自己株式	△673
		評価・換算差額等	1,701
		その他有価証券評価差額金	1,584
		土地再評価差額金	117
		新株予約権	1
		純資産合計	50,617
資産合計	117,618	負債純資産合計	117,618

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　目	金　額	
営業収益		2,500
営業費用		2,177
営業利益		323
営業外収益		
受取利息	663	
受取配当金	190	
その他	35	890
営業外費用		
支払利息	782	
社債利息	20	
その他	37	840
経常利益		373
特別利益		
固定資産売却益	394	
投資有価証券売却益	17	411
特別損失		
固定資産除売却損	7	7
税引前当期純利益		777
法人税、住民税及び事業税	568	
法人税等調整額	△358	210
当期純利益		567

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本											
		資本剰余金			利益剰余金						自己株式	株主資本合計
					その他利益剰余金							
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	特別償却準備金	土地圧縮積立金	償却資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成27年４月１日残高	22,069	10,596	5,054	15,651	569	192	509	5,000	4,822	11,094	△673	48,140
当期変動額												
剰余金の配当									△375	△375		△375
当期純利益									567	567		567
特別償却準備金の繰入					12				△12	－		－
特別償却準備金の取崩					△95				95	－		－
土地圧縮積立金の積立						4			△4	－		－
償却資産圧縮積立金の積立							10		△10	－		－
償却資産圧縮積立金の取崩							△72		72	－		－
土地再評価差額金の取崩									580	580		580
自己株式の取得											△1	△1
自己株式の処分			△0	△0							2	1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)												
当期変動額合計	－	－	△0	△0	△82	4	△62	－	913	772	0	773
平成28年３月31日残高	22,069	10,596	5,054	15,650	486	197	447	5,000	5,736	11,867	△673	48,914

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成27年４月１日残高	2,203	527	2,731	2	50,874
当期変動額					
剰余金の配当					△375
当期純利益					567
特別償却準備金の繰入					－
特別償却準備金の取崩					－
土地圧縮積立金の積立					－
償却資産圧縮積立金の積立					－
償却資産圧縮積立金の取崩					－
土地再評価差額金の取崩					580
自己株式の取得					△1
自己株式の処分					1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△619	△410	△1,029	△1	△1,030
当期変動額合計	△619	△410	△1,029	△1	△257
平成28年３月31日残高	1,584	117	1,701	1	50,617

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1．資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

2．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産……定率法
ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法
なお、耐用年数及び残存価額については法人税法に規定する方法と同一の基準

(2)無形固定資産(自社利用ソフトウェア)……社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法

(3)長期前払費用……定額法

3．引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権について個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、当期の負担すべき支給見込額を計上しております。

4．ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

5．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は、期間費用として処理しております。

貸借対照表に関する注記

1．担保資産及び担保付債務

(1)担保資産

建物	4,143百万円
機械及び装置	413百万円
土地	21,204百万円
投資有価証券	2,955百万円
計	28,717百万円

(2)担保付債務

短期借入金	18,942百万円
長期借入金	21,149百万円
計	40,092百万円

2．有形固定資産の減価償却累計額　16,378百万円

3．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	29,954百万円
長期金銭債権	10,026百万円
短期金銭債務	36百万円
長期金銭債務	4百万円

4．取締役に対する金銭債務

長期金銭債務	13百万円

5．土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価税の計算のために公表された方法により算定した価額に合理的な調整を行う方法

再評価を行った年月日	平成14年３月31日
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	7,993百万円

6．運転資金の機動的な調達を行うため取引銀行３行と総額10,000百万円（借入未実行残高10,000百万円）の貸出コミットメント契約を締結しております。

損益計算書に関する注記

1．関係会社との取引高

営業収益	2,091百万円
営業費用	163百万円
営業取引以外の取引高	858百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

1．自己株式に関する事項

（単位：千株）

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	2,750	7	8	2,749

（注）1．普通株式の増加7千株は、単元未満株式の買取りであります。

2．普通株式の減少8千株は、単元未満株式の買増請求1千株及びストック・オプションの行使7千株であります。

税効果会計に関する注記

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
有形固定資産	369百万円
組織再編に伴う関係会社株式	658百万円
その他	109百万円
繰延税金資産小計	1,137百万円
評価性引当額	△389百万円
繰延税金資産合計	747百万円
繰延税金負債	
有形固定資産	△5百万円
土地圧縮積立金	△86百万円
償却資産圧縮積立金	△197百万円
特別償却準備金	△214百万円
その他有価証券評価差額金	△698百万円
繰延税金負債合計	△1,202百万円
繰延税金資産の純額	△455百万円

関連当事者との取引に関する注記

1．子会社等

（単位：百万円）

種　類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
子会社	ナイス㈱	所有 直接100.0%	役員の兼任 不動産の賃貸 経営の管理等 資金の貸付	不動産賃貸料の受取（注２）	696	—	—
				経営管理料の受取（注３）	683	—	—
				資金の貸付（注４）	107,800	関係会社短期貸付金	10,777
						関係会社長期貸付金	8,102
				利息の受取（注４）	330	前受収益	24
				債務の被保証（注５）	44,647	—	—
	ナイスエスト㈱	所有 直接100.0%	役員の兼任 資金の貸付	資金の貸付（注４）	4,100	関係会社短期貸付金	621
						関係会社長期貸付金	—
				利息の受取（注４）	76	—	—
				担保の受入（注６）	960	—	—
	ナイスホーム㈱	所有 間接100.0%	役員の兼任 資金の貸付	資金の貸付（注４）	23,575	関係会社短期貸付金	18,355
						関係会社長期貸付金	1,924
				利息の受取（注４）	255	—	—
				担保の受入（注６）	1,132	—	—

（注）１．取引金額等には、消費税等は含まれておりません。
２．不動産賃貸料は各不動産毎の実費相当額を基に算出した金額としております。
３．経営管理料は「グループ経営分担金契約書」及び「通常使用権許諾契約書」に基づいて受け入れております。
４．ナイス㈱、ナイスエスト㈱及びナイスホーム㈱に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
５．金融機関からの借入の一部に対しナイス㈱より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。
６．金融機関からの借入の一部に対しナイスエスト㈱及びナイスホーム㈱が所有する販売用不動産の担保提供を受けております。

１株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額　539円55銭
２．１株当たり当期純利益　6円5銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月11日

すてきナイスグループ株式会社

取締役会　御中

監査法人　原会計事務所

代表社員 業務執行社員　公認会計士　島崎義司　㊞

代表社員 業務執行社員　公認会計士　六本木浩嗣　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、すてきナイスグループ株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、すてきナイスグループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月11日

すてきナイスグループ株式会社

取締役会　御中

監査法人 原会計事務所

代表社員 業務執行社員　公認会計士　島崎義司 ㊞

代表社員 業務執行社員　公認会計士　六本木浩嗣 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、すてきナイスグループ株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社の主要な事業所に赴き業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人原会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 監査法人原会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月13日

すてきナイスグループ株式会社 監査役会

常勤監査役 高 島 章 生 ㊞

常勤監査役 神 長 博 志 ㊞

社外監査役 髙 田 恒 ㊞

社外監査役 渡 部 直 樹 ㊞

社外監査役 小 林 一 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

剰余金処分につきましては、今後の成長と競争力強化のための資金需要を勘案しつつ、株主の皆様への配当を安定的かつ継続して行うことを基本方針としております。

この方針に基づき、平成28年３月31日現在の株主様への第67期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式１株につき金４円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は375,247,324円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年６月30日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

現行定款の一部を次のとおり変更いたしたいと存じます。

１．提案の理由

(1) 今後の当社グループの事業基盤の強化と経営監督機能の向上など総合的に勘案し、現行定款第20条に定める取締役の員数を10名以内から12名以内に変更するものであります。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行され、業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約の締結が認められたことに伴い、これらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第29条第２項および第37条第２項の一部を変更するものであります。
なお、現行定款第29条第２項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　　更　　案
（取締役の員数） 第20条　当会社の取締役は10名以内とする。	（取締役の員数） 第20条　当会社の取締役は12名以内とする。
（取締役の責任免除） 第29条　　（省　略） ２．当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第１項の責任について、当該社外取締役が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額とする。	（取締役の責任免除） 第29条　　（現行どおり） ２．当会社は、取締役（当会社またはその子会社の業務執行取締役、執行役または使用人であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第１項の責任について、当該取締役が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額とする。
（監査役の責任免除） 第37条　　（省　略） ２．当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第１項の責任について、当該社外監査役が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額とする。	（監査役の責任免除） 第37条　　（現行どおり） ２．当会社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第１項の責任について、当該監査役が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額とする。

第３号議案　取締役10名選任の件

現在の取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
1	平田（ひらた）　恒一郎（こういちろう） (昭和23年４月17日生)	昭和52年６月　当社入社 昭和57年３月　当社取締役 昭和60年３月　当社常務取締役 昭和62年１月　当社専務取締役 昭和63年６月　当社代表取締役社長 平成19年10月　当社代表取締役社長 ナイス株式会社代表取締役社長 平成22年６月　ナイス株式会社代表取締役社長 現在に至る 平成27年６月　当社代表取締役会長 兼最高経営責任者（ＣＥＯ） 現在に至る （重要な兼職の状況） ナイス株式会社代表取締役社長 ステキホームホールディングス株式会社代表取締役社長 横浜不動産情報株式会社代表取締役社長 ＹＯＵテレビ株式会社代表取締役会長 ナイスコンピュータシステム株式会社代表取締役会長	2,277,862株
		（取締役候補者とした理由） 当社および主要な子会社の経営において、代表取締役として強いリーダーシップで経営をリードしております。昨年より代表取締役会長兼最高経営責任者としてグループ統治の指揮を執り経営の中枢を担っており、これまでの経験と実績を踏まえ引き続き取締役候補者といたしました。	

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位および担当
（重要な兼職の状況）</th><th>所有する当社株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td rowspan="2">日暮 清
(昭和26年10月30日生)</td><td>昭和52年４月　当社入社
平成14年６月　当社取締役執行役員
資材事業本部副本部長
平成19年７月　当社取締役執行役員
経営推進本部副本部長
平成19年10月　当社取締役
平成22年１月　ナイス株式会社取締役
現在に至る
平成22年６月　当社代表取締役社長
現在に至る
（重要な兼職の状況）
テクノワークス株式会社代表取締役社長</td><td>73,856株</td></tr>
<tr><td colspan="2">（取締役候補者とした理由）
住宅資材事業のほか、人事や財務部門を歴任するなど豊富な経験と実績を有していることに加え、持株会社の代表取締役として経営の監督を適切に行っております。今後も高い見識を活かしたグループ統治を期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td rowspan="2">倉迫益造
(昭和20年11月17日生)</td><td>昭和43年３月　当社入社
昭和63年５月　ナイスコミュニティー株式会社取締役
平成２年６月　当社取締役コンサルティング事業部長
平成９年６月　ナイスコミュニティー株式会社代表取締役社長
平成22年６月　当社取締役
現在に至る
平成27年６月　ナイスコミュニティー株式会社取締役会長
現在に至る
（重要な兼職の状況）
ナイスコミュニティー株式会社取締役会長</td><td>31,000株</td></tr>
<tr><td colspan="2">（取締役候補者とした理由）
関連会社の代表取締役としての経験に加え、人事、企画等の経験も有していることから、持株会社として求められるグループ統治機能を確実に実施することができる人材であると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
4	杉田 理之（すぎた まさゆき） (昭和33年２月14日生)	昭和58年４月　当社入社 平成17年１月　当社資材事業本部執行役員 平成19年11月　ナイス株式会社 取締役執行役員 資材事業本部副本部長 平成22年１月　同社取締役執行役員 資材事業本部長 平成22年６月　当社取締役 現在に至る 平成23年６月　ナイス株式会社 取締役常務執行役員 資材事業本部長 現在に至る	30,000株
		（取締役候補者とした理由） 当社グループのセグメントである建築資材事業において強みを発揮することができ、かつ優れた経営管理能力を有していることから、持株会社として求められるグループ統治機能を確実に実施することができる人材であると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。	
5	大野 弘（おおの ひろし） (昭和31年２月27日生)	昭和53年４月　当社入社 平成19年10月　ナイス株式会社 経営推進本部秘書室長 平成19年11月　同社経営推進本部執行役員 秘書室長 平成22年１月　同社取締役執行役員 経営推進本部副本部長 平成22年６月　当社取締役 現在に至る 平成26年６月　ナイス株式会社 取締役常務執行役員 経営推進本部副本部長 現在に至る	54,000株
		（取締役候補者とした理由） 当社グループの経理財務部門を統括する豊富な知識と経験を有し、かつ優れた経営管理能力を有していることから、持株会社として求められるグループ統治機能を確実に実施することができる人材であると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
6	平田 潤一郎（ひらた じゅんいちろう） (昭和49年11月２日生)	平成18年４月　当社入社 平成19年10月　ナイス株式会社 経営推進本部財務部長 平成22年１月　同社経営推進本部執行役員 市場事業部長 平成22年６月　同社取締役執行役員 経営推進本部副本部長 平成22年６月　当社取締役 現在に至る 平成25年９月　ナイス株式会社 取締役執行役員 経営推進本部副本部長 兼資材事業本部副本部長 平成26年４月　同社取締役常務執行役員 経営推進本部副本部長 兼資材事業本部副本部長 現在に至る （重要な兼職の状況） ＹＯＵテレビ株式会社代表取締役社長 ナイスコンピュータシステム株式会社代表取締役社長	1,160,000株
		（取締役候補者とした理由） 当社グループの成長戦略を主導的に遂行するとともに、今後の発展に欠かすことができないＩＴ環境構築の中枢を担っております。今後もこれらの強みを発揮することができ、かつ優れた経営管理能力を有していることから、持株会社として求められるグループ統治機能を確実に実施することができる人材であると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
7	木暮博雄（こぐれひろお） (昭和32年７月27日生)	昭和57年４月　当社入社 平成24年４月　ナイス株式会社 住宅事業本部執行役員 首都圏営業部長 平成24年６月　同社取締役執行役員 住宅事業本部副本部長 平成25年５月　同社取締役執行役員 住宅事業本部長 兼事業開発本部副本部長 平成25年６月　当社取締役 現在に至る 平成26年４月　ナイス株式会社 取締役常務執行役員 住宅事業本部長 兼事業開発本部副本部長 現在に至る	15,000株
		（取締役候補者とした理由） 当社グループのセグメントである住宅事業において強みを発揮することができ、かつ優れた経営管理能力を有していることから、持株会社として求められるグループ統治機能を確実に実施することができる人材であると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
8	勝間田（かつまた） 清敏（きよとし） (昭和31年４月21日生)	昭和55年４月　当社入社 平成19年４月　当社資材事業本部執行役員 平成20年10月　ナイス株式会社 取締役執行役員 資材事業本部副本部長 平成23年６月　同社取締役執行役員 資材事業本部副本部長 兼事業開発本部副本部長 平成26年４月　同社取締役常務執行役員 資材事業本部副本部長 兼事業開発本部副本部長 平成27年６月　当社取締役 現在に至る （重要な兼職の状況） ナイスホーム株式会社代表取締役社長	25,000株
		（取締役候補者とした理由） 当社グループの海外事業への取り組みや建築工事事業において強みを発揮することができ、かつ優れた経営管理能力を有していることから、持株会社として求められるグループ統治機能を確実に実施することができる人材であると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
9	大平浩二（おおひらこうじ） (昭和26年11月28日生)	昭和57年４月　明治学院大学経済学部専任講師 昭和60年４月　明治学院大学経済学部助教授 平成３年４月　ドイツケルン大学客員教授 平成４年10月　明治学院大学経済学部教授 現在に至る 平成22年６月　株式会社日立物流社外取締役 平成26年６月　当社社外取締役 現在に至る （重要な兼職の状況） 明治学院大学経済学部教授	－　株
		（社外取締役候補者とした理由） 民間企業における社外取締役の経験と長年の経営学の研究を通じた見識を当社の経営の監督等に活かしていただいております。したがいまして、これまで社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、今後も社外取締役としてその職務を適切に遂行していただけると判断したため、引き続き社外取締役候補者といたしました。	
10	横田純典（よこたすみのり） (昭和23年11月５日生)	昭和47年４月　株式会社富士銀行入行 （現 株式会社みずほ銀行） 平成６年10月　同行茅ヶ崎支店長 平成８年11月　同行審査第二部審査役 平成15年５月　公益社団法人中小企業研究センター審査部長 平成19年８月　同法人審議役 平成20年10月　国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構専門調査員 平成27年６月　当社社外取締役 現在に至る	－　株
		（社外取締役候補者とした理由） 金融機関等における職務を通じて培われた経済および経営全般に関する見識を当社の経営の監督等に活かしていただいております。したがいまして、これまで社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、今後も社外取締役としてその職務を適切に遂行していただけると判断したため、引き続き社外取締役候補者といたしました。	

（注）１．当社は、平成19年10月１日付にて持株会社体制に移行し、同日ナイス株式会社からすてきナイスグループ株式会社に商号を変更しております。表中のナイス株式会社は、持株会社体制に移行した際、当社の事業に関して有する権利義務と商号を承継した当社100％出資の事業子会社であります。

2．各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3．大平浩二、横田純典の各氏は、社外取締役候補者であります。
4．大平浩二、横田純典の各氏は、現に当社の社外取締役であり、社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって大平浩二氏においては２年、横田純典氏においては１年になります。
5．当社は、大平浩二、横田純典の各氏との間で会社法第423条第１項の責任について、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しており、各氏が再任された場合は、本契約を継続する予定であります。
6．当社は、大平浩二、横田純典の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、各氏が再任された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。

第４号議案　監査役１名選任の件

監査役神長博志氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
西（にし）　裕史（ひろふみ） （昭和34年５月２日生）	昭和58年４月　当社入社 平成21年６月　ナイス株式会社 経営推進本部財務部部長 平成24年４月　同社経営推進本部人事部長 平成25年１月　同社資材事業本部関西事業部 営業推進部長 現在に至る	21,000株
	（監査役候補者とした理由） 当社グループのセグメントである建築資材事業における豊富な知識と経験に加え、経理財務、人事等の経験を当社の監査に反映し、監査役として適切に職務を遂行することができる人材であると判断したため、監査役候補者といたしました。	

（注）１．当社は、平成19年10月１日付にて持株会社体制に移行し、同日ナイス株式会社からすてきナイスグループ株式会社に商号を変更しております。表中のナイス株式会社は、持株会社体制に移行した際、当社の事業に関して有する権利義務と商号を承継した当社100％出資の事業子会社であります。
2．西裕史氏は、新任の候補者であります。
3．西裕史氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4．第２号議案の「定款一部変更の件」および西裕史氏の選任が承認可決された場合には、当社は、同氏との間で会社法第423条第１項の責任について、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結する予定であります。

以　上

第67回定時株主総会会場ご案内図

＜会場＞
川崎市幸区堀川町580番地
ソリッドスクエア　地下１階　ホール

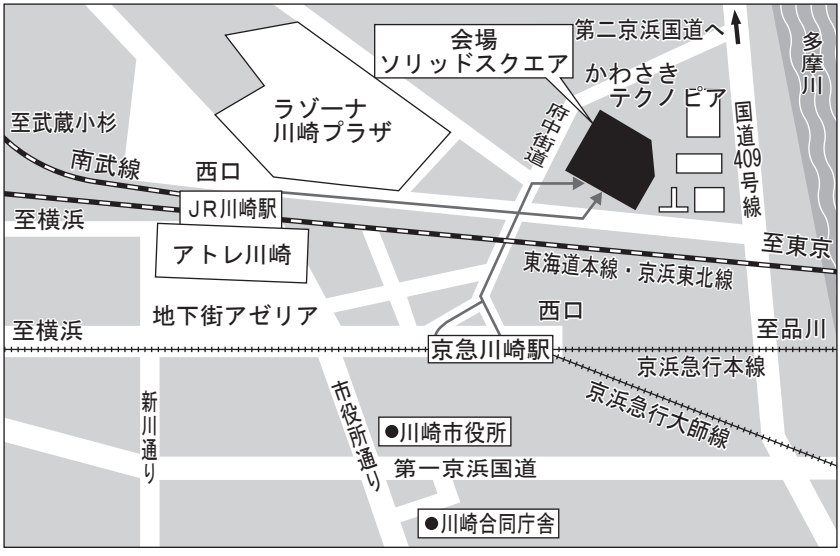

＜交通機関＞
ＪＲ川崎駅から徒歩７分
京急川崎駅から徒歩５分

FSC www.fsc.org ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK